

第四十條 本會は、その目的を達成するために、必要と認めるときは、其の活動の範囲内において、各種の事業を行うことができる。但し、その事業は、本会の目的を達成するために必要と認めらるるものであることとする。

第四十一條 本會は、その活動の範囲内において、各種の事業を行うことができる。但し、その事業は、本会の目的を達成するために必要と認めらるるものであることとする。

第四十二條 本會は、その活動の範囲内において、各種の事業を行うことができる。但し、その事業は、本会の目的を達成するために必要と認めらるるものであることとする。

第四十三條 本會は、その活動の範囲内において、各種の事業を行うことができる。但し、その事業は、本会の目的を達成するために必要と認めらるるものであることとする。

第四十四條 本會は、その活動の範囲内において、各種の事業を行うことができる。但し、その事業は、本会の目的を達成するために必要と認めらるるものであることとする。

第四十五條 本會は、その活動の範囲内において、各種の事業を行うことができる。但し、その事業は、本会の目的を達成するために必要と認めらるるものであることとする。

第四十六條 本會は、その活動の範囲内において、各種の事業を行うことができる。但し、その事業は、本会の目的を達成するために必要と認めらるるものであることとする。

財団法人協同會大阪支所

財団法人協同會大阪支所

ノ下ニ組ヲ設ケ

第二十一條 班ハ最下級ノ基礎的組織デアツテ動員連絡等ノ緊密ナル組合間ノ結束ト活動ヲナシ班長ヲ置ク

一支部

第二十二條 支部ハ一町村内ヲ區域トシ組合員十名以上ヲ以テ組織ス

第二十三條 支部ヲ新ニ設立セル時ハ支部規約及ビ組合員名簿ニ所定ノ組合費一ケ年分ヲ添ヘ聯合會ニ提出シ其ノ承認ヲ得ルヲ要ス

第四章 會 計

第二十四條 本部ノ經費ハ凡テ組合員ノ負擔トシ聯合會費ハ一ケ年（總本部費ヲ含ム）各支部ヨリ徴收スルモノトス

第二十五條 聯合會ノ經費豫算ハ執行委員會ニ於テ原案ヲ作成シ大會ノ協議ヲ經ルヲ要ス

第二十六條 聯合會ノ經費豫算等ハ大會ノ承認ヲ經ルヲ要ス